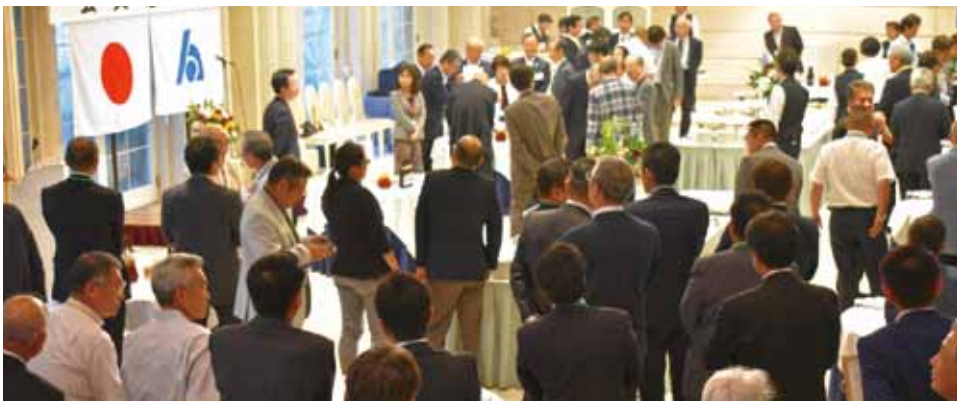


# しおかせ

No.327 2018 7月号

- 第6回通常総会……………2~5
- 第99回 税金よもやま話  
「平成30年税制改正~  
“事業承継税制の特例”について」……………6
- 第26回「知って得する？」社労士のひとり言  
「最高裁が示した労働契約法第20条の判断基準  
(長澤運輸事件)」……………7
- 地域の会員企業紹介……………10
- おじゃましました♪会員訪問  
Vol.20 御菓子処「丸寿」さん……………11

## 第6回 通常総会・研修講演会を開催



公益社団法人藤沢法人会の第6回通常総会並びに記念研修講演会が、6月13日(水)湘南クリスタルホテルで、会員・来賓他213名出席のもと開催されました。

総会は、田邊勝利総務委員長の司会で進行。川上彰久副会長の開会のことばに続き、司会より定足数を確認し、総会の成立を宣言しました。次に吉岡耐子副会長より来賓が紹介され、鈴木勝貴会長が挨拶を述べられ、公務の都合で先に退席される鈴木恒夫藤沢市長よりご祝辞を頂戴しました。

続いて平成29年度の会員増強優秀支部表彰が行われ、澤邑重夫組織委員長より表彰内容と該当者を発表し、個人では、3件以上の6名に表彰状、3団体に感謝状が、会長より贈呈されました(表彰状並びに感謝状贈呈者は3頁に掲載)。

議案審議は、鈴木会長を議長に、第一号議案・平成29年度財務諸表報告並びに監査報告に関する承認の件を上程し、川又辰治総務副委員長より報告後、安部英夫監事より監査報告が行われ承認されました(正味財産増減計算書は4頁に掲載)。

次に報告事項として、平成29年度事業経過報告を伊藤和司総務委員、平成30年度事業計画を成勢啓一総務委員、平成30年度予算を渡辺勝総務委員(正味財産増減予算書は5頁に掲載)、がそれぞれ報告を行いました。

以上で、議案審議並びに報告を終え、次に田作有司郎・藤沢税務署長、鈴木恒夫・藤沢市長、須藤修司・藤沢商工会議所副会長、大野千寿子・東京地方税理士会藤沢支部長より祝辞を頂戴し、大川信乃副会長の閉会のことばで終了しました。

総会の前段で開催された研修講演会では、入内嶋晃事業研修委員長の司会で、博報堂ブランドデザイン若者研究所アナリストの原田曜平氏をお招きし、「情報過多・欲望喪失も携帯世代～日本社会はどう変わるのか～」と題する講演を拝聴しました。

また、総会終了後に行われた懇談会では、相原厚志副会長の開会のことばの後、川本雅美・藤沢県税事務所長に乾杯のご発声を頂戴し、会員相互の交流を目的として懇談会が盛大に行われ、田中靖一副会長の閉会のことばで終了しました。

 **29年度新入会員紹介の優秀表彰者名** 〈順不同・敬称略〉  
於・第6回通常総会

**個人表彰** ☆年度間紹介社数☆(数字は紹介社数)

- 18** 櫻井 淳 (株湘南セールスプロモーション)
- 8** 長谷川一夫 (株長谷川土建)
- 7** 安部 英夫 (安英建設株)
- 3** 大川 信乃 (株オーカワ)、田中 靖一 (株富士中商会)、張 幹枝 (資キラク)
- 2** 川上 彰久 (株さんこうどう)、浅井 明美 (湘南センコー株)、砂川 健太 (ネットワークプランニングサービス株)、  
横山 貢 (株なんどき)、加藤 覚 (株カトー工業)、仁木 芳子 (大同生命保険株湘南支社)、  
鳥山 優志 (A I G損害保険株横浜支店)、吉田 禎輔 (株T S K) (A I G代理店)
- 1** 鈴木 勝貴 (鈴木運輸株)、和田 幸男 (有サンエイト)、相原 厚志 (相和設備工業株)、  
田村 進 (宗鵜沼伏見稻荷神社)、田邊 勝利 (株田辺工務店)、川口 重幸 (株W I N)、  
小柴 智彦 (株ホームプラザサンヨー)、伊藤 和司 (株ユーコーテレコム)、倉知 克則 (有クラチ工業)、  
澤邑 重夫 (社会保険労務士法人 澤)、河合 幸雄 (有三河屋)、小川 務 (大栄建設工業株)、  
加茂 正司 (カントーテクノ株)、松尾 栄三 (三光化学工業株)、入澤 初子 (有泰明商事)、  
沼上 登 (幸友ホーム株)、川口 力男 (日欧事務機株)、石田 能治 (株オリエント総業)、  
高木 透 (株タカギフーズ)、川延 克己 (有丸真運輸)、大貫 美則 (株ホンダ販売神奈川)、  
木村 征夫 (有湘和自販)、中村 秀信 (株ニッセイ)、岩澤あゆみ (くまじ株)、玉野井 潤 (有ワールドタイル)、  
小島 民久 (有小島瓦店)、入澤ひろみ (有泰明商事)、小谷 利雄 (有小谷木型製作所)、  
山口 文江 (大同生命保険株湘南支社)、長谷川稚乃 (大同生命保険株湘南支社)、  
今津 奈央 (大同生命保険株湘南支社)、鈴木 晴美 (大同生命保険株湘南支社)、  
大神真理子 (大同生命保険株横浜支社) 森本奈緒美 (A I G損害保険株藤沢支店)、  
芦田 操 (A I G損害保険株藤沢支店)、新井 知浩 (A I G損害保険株横浜支店)、  
杉本 拓也 (A I G損害保険株西東京営業支店)、岡田 朋之 (株アスノ) (A I G代理店)、  
青木 浩一 (有フュージョン&エージェントサービス) (A I G代理店)、山崎友次郎 (株BUDDY) (A I G代理店)、  
坪根 敬子 (株BUDDY) (A I G代理店)、福田眞之助 (株ほけん屋本舗) (A I G代理店)、  
京島 章 (株ほけん屋本舗) (A I G代理店)、高橋 良友 (株県央ウイズ) (A I G代理店)、  
塩澤 和史 (TRITRUST) (A I G代理店)、伊藤 賢司 (有イトウインシュランス) (A I G代理店)、  
千木崎一浩 (A I Gパートナーズ株) (A I G代理店)、井浦 一郎 (株グッドライフ) (A I G代理店)、  
眞岩 靖浩 (株となりに) (A I G代理店)、高村 徹 (株湘南インシュアランス) (A I G代理店)、  
石橋 広一 (株やまぶきインベストメント) (A I G代理店)、武村 裕 (武村保険事務所) (A I G代理店)、  
丸山 道子 (有危機管理) (A I G代理店)、加藤 浩子 (株アクティブ湘南) (アフラック代理店)

**支部表彰** (年度間入会数から退会数を差し引いた数値が多い上位3支部を表彰)

- 1** 藤沢東支部
- 1** 茅ヶ崎北東支部
- 3** 藤沢西支部

**団体感謝状**

大同生命保険株式会社湘南支社、A I G損害保険株式会社藤沢支店、アフラック生命保険株式会社湘南支社

 **全法連・県法連功労者表彰者名** 〈敬称略〉  
於・全法連・県法連功労者表彰式

**全法連功労者表彰受彰者**

西谷 宗昭 (昭栄通信有)、山崎 正三 (株サンコーハウジング)

**県法連功労者表彰受彰者**

川口 重幸 (株W I N)、澤邑 重夫 (社会保険労務士法人 澤)、  
嶋村 裕二 (有弘陽エンタープライズ)、横山 貢 (株なんどき)

平成 29 年度 **正味財産増減計算書**

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで (単位: 円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	7,505,000	9,015,087	△ 1,510,087	
(1) 特定資産受取利息	35,000	30,467	4,533	利息
(2) 特定資産受取賃借料	7,470,000	8,984,620	△ 1,514,620	会館テナント家賃等
2. 受取会費	39,500,000	39,693,500	△ 193,500	
(1) 正会員受取会費	38,650,000	38,790,500	△ 140,500	年会費
(2) 賛助会員受取会費	850,000	903,000	△ 53,000	年会費
3. 事業収益	875,000	777,500	97,500	
(1) 研修会事業収益	495,000	463,500	31,500	研修会等負担金
(2) 募金収益	200,000	164,000	36,000	チャリティゴルフ大会収益
(3) 広告事業収益	180,000	150,000	30,000	機関誌の広告料
4. 受取補助金	18,619,900	18,983,619	△ 363,719	
(1) 都道府県補助金	1,630,000	1,730,719	△ 100,719	
(2) 全法連助成金振替額	16,989,900	16,989,900	0	全法連による助成金
(3) 全法連補助金	0	263,000	△ 263,000	
5. 雑収益	4,101,000	4,085,702	15,298	
(1) 受取利息	1,000	278	722	利息
(2) 雑収益	4,100,000	4,085,424	14,576	
経常収益計	70,600,900	72,555,408	△ 1,954,508	
(ii) 経常費用				
給料手当	18,750,000	18,947,582	△ 197,582	職員給与と手当等
退職給付費用	1,237,500	1,237,500	0	職員退職金積立
預り保証金費用	0	4,440,000	△ 4,440,000	会館テナント保証金
福利厚生費	2,920,544	2,758,087	162,457	社会保険料等
旅費交通費	3,303,160	3,417,866	△ 114,706	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	4,394,270	4,411,451	△ 17,181	切手、葉書、運送料等
減価償却費	2,086,273	2,150,173	△ 63,900	
消耗什器備品費	1,946,564	2,116,857	△ 170,293	
消耗品費	2,886,644	2,724,468	162,176	事務用品等
修繕費	3,928,000	4,467,842	△ 539,842	
印刷製本費	7,001,112	6,622,182	378,930	機関誌印刷費等
光熱水料費	553,000	643,326	△ 90,326	電気、水道代
賃借料	119,232	99,474	19,758	
事務所管理費	1,506,504	1,565,089	△ 58,585	
会場費	282,640	315,272	△ 32,632	会場費等
保険料	225,000	237,920	△ 12,920	
諸謝金	3,513,400	3,174,834	338,566	セミナー等講師料
租税公課	1,309,800	1,231,600	78,200	
会議費	7,885,200	8,345,066	△ 459,866	会議飲食代等
委託費	4,189,112	4,205,765	△ 16,653	
支払負担金	1,726,520	1,701,354	25,166	
支払寄付金	385,000	265,000	120,000	
渉外慶弔費	300,000	273,600	26,400	
表彰費	967,120	727,361	239,759	
支払手数料	568,800	569,302	△ 502	顧問料、各種振込手数料他
雑費	30,000	7,296	22,704	
経常費用計	72,015,395	76,656,267	△ 4,640,872	
当期経常増減額	△ 1,414,495	△ 4,100,859		
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計				
0				
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	70,000	70,000	0	
経常外費用計	70,000	70,000	0	
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△ 1,484,495	△ 4,170,859	2,686,364	
一般正味財産期首残高	220,607,895	220,607,895		
一般正味財産期末残高	219,123,400	216,437,036		
<b>II 正味財産期末残高</b>	<b>219,123,400</b>	<b>216,437,036</b>	<b>2,686,364</b>	

平成 30 年度 **正味財産増減予算書**

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで (単位：円)

科 目	30 年度予算	29 年度予算	増 減	備 考
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	8,910,000	7,505,000	1,405,000	
(1) 特定資産受取利息	30,000	35,000	△ 5,000	利息
(2) 特定資産受取賃借料	8,880,000	7,470,000	1,410,000	会館テナント家賃等
2. 受取会費	38,550,000	39,500,000	△ 950,000	
(1) 正会員受取会費	37,650,000	38,650,000	△ 1,000,000	年会費
(2) 賛助会員受取会費	900,000	850,000	50,000	年会費
3. 事業収益	876,500	875,000	1,500	
(1) 研修会事業収益	496,500	495,000	1,500	研修会等負担金
(2) 募金収益	200,000	200,000	0	チャリティーゴルフ大会収益
(3) 広報事業収益	180,000	180,000	0	
4. 受取補助金	19,062,900	18,619,900	443,000	
(1) 都道府県補助金	1,630,000	1,630,000	0	
(2) 全法連助成金振替額	17,382,900	16,989,900	393,000	全法連による助成金
(3) 全法連補助金	50,000	0	50,000	
5. 雑収益	1,280,500	4,101,000	△ 2,820,500	
(1) 受取利息	500	1,000	△ 500	利息
(2) 雑収益	1,280,000	4,100,000	△ 2,820,000	
経常収益計	68,679,900	70,600,900	△ 1,921,000	
(ii) 経常費用				
給料手当	19,500,000	18,750,000	750,000	職員給与と手当等
退職給付費用	1,030,000	1,237,500	△ 207,500	職員退職金積立
福利厚生費	3,030,544	2,920,544	110,000	社会保険料等
旅費交通費	2,709,160	3,303,160	△ 594,000	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	4,430,620	4,394,270	36,350	切手、葉書、運送料等
減価償却費	2,145,746	2,086,273	59,473	
消耗什器備品費	1,529,604	1,946,564	△ 416,960	
消耗品費	2,856,284	2,886,644	△ 30,360	事務用品等
修繕費	6,408,000	3,928,000	2,480,000	
印刷製本費	6,660,256	7,001,112	△ 340,856	機関誌印刷費等
光熱水料費	550,000	553,000	△ 3,000	電気、水道代
賃借料	119,232	119,232	0	
事務所管理費	1,506,504	1,506,504	0	
会場費	282,640	282,640	0	会場費等
保険料	225,000	225,000	0	
諸謝金	3,513,400	3,513,400	0	セミナー等講師料
租税公課	1,659,800	1,309,800	350,000	
会議費	7,595,360	7,885,200	△ 289,840	会議飲食代等
委託費	4,189,112	4,189,112	0	
支払負担金	1,720,520	1,726,520	△ 6,000	
支払寄付金	345,000	385,000	△ 40,000	
渉外慶弔費	300,000	300,000	0	
表彰費	927,120	967,120	△ 40,000	
支払手数料	568,800	568,800	0	顧問料、各種振込手数料他
雑費	30,000	30,000	0	
経常費用計	73,832,702	72,015,395	1,817,307	
当期経常増減額	△ 5,152,802	△ 1,414,495	△ 3,738,307	
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計				
0				
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	70,000	70,000	0	
経常外費用計	70,000	70,000	0	
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△ 5,222,802	△ 1,484,495	△ 3,738,307	
一般正味財産期首残高	216,329,947	217,814,442		
一般正味財産期末残高	211,107,145	216,329,947		
<b>II 正味財産期末残高</b>	<b>211,107,145</b>	<b>216,329,947</b>	<b>△ 5,222,802</b>	

※当期一般正味財産増減額の△5,222,802についての財源は、平成28年度正味財産増加額1,872,179円及び平成29、30年度減価償却積立資産への積立を行わないことで正味財産減少額に充てる。※2,000,000円×2年分

## 平成30年税制改正～「事業承継税制の特例」について

中小企業の経営者の多くが60代後半となり、いかに事業を後継者に引き継ぐかが課題となっています。今回は、平成30年度の税制改正で抜本的に拡充のあった「事業承継税制の特例」についてのご紹介を致します。

「事業承継税制」は平成21年度税制改正で創設されました。

この制度は要件が厳しく利用者が少ないことから、利用者を増やすため、その後の税制改正で要件の緩和が行われてきました。それでも、制度の認知度や認定件数は相変わらず低調のようです。

そこで、現行の「事業承継税制」を原則として、平成30年の税制改正では「事業承継税制の特例」を創設しました。平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間に限定して緩和措置が行われることとなりました。

**(1) 新制度の概略**

特例後継者が先代経営者等から非上場株式を贈与等された場合、その贈与等された株式の全てに対する贈与税・相続税はその特例後継者が亡くなるまで100%（今までは80%）が猶予される、というものです。

**(2) 新制度の要件とは？**

- ① 株式を贈与等する人・株式を受贈等する人の要件が拡大  
贈与者等する人… 代表権を有する親族外を含む複数の株主  
受贈者等する人… 代表権を有する一定の後継者で最大3人までOK
- ② 対象株式数の上限撤廃、猶予割合を100%に  
議決権株式の全てを適用対象とし、贈与・相続とも納税猶予対象となりました。
- ③ 雇用確保要件の見直し  
5年間の雇用確保が平均8割必要でしたが、未達成でも一定の書類を提出することで納税猶予は継続することになりました。
- ④ 経営環境変化に対応した減免制度の導入  
非上場株式を譲渡する・合併する・廃業するなどの経営環境の変化があっても、一定の要件を満たす場合には、売却・廃業の時の株価をもとに納税額を再計算し、一定の納税猶予税額が免除されます。
- ⑤ 相続時精算課税制度の適用範囲の拡大  
後継者が贈与者の推定相続人以外の者であっても、相続時精算課税の適用をうけることができるようになりました。

**(3) 現行制度との比較**

	現行制度	特例制度（平成30年税制改正）
適用対象株式数の上限	議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分	議決権株式総数の全て
納税猶予税額の割合	贈与の場合 贈与税の100% 相続の場合 相続税の80%	贈与の場合 贈与税の100% 相続の場合 相続税の100%
贈与者・被相続人	代表権を有する先代経営者1人のみ	代表権を有する複数人（人数制限なし）
受贈者・相続人	代表権を有する後継者1人のみ	代表権を有する複数人（最大3名）
雇用確保要件	要件を満たせない場合は納税猶予が打ち切りとなる。	要件を満たせない理由を都道府県に提出すれば納税猶予は継続される。
税額の算出方法	承継時の価格で計算	株価が下がれば差額は免除
相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者で、贈与者の子又は孫	贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上である者 受贈者は、贈与者の推定相続人以外の者（同日において20歳以上）である特例後継者も適用対象

**(4) 最後に**

今回の改正で、従来の「事業承継税制」の要件はそのままでより使い勝手が良くなった感があります。この制度を受けるには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例認定承継会社」として経済産業大臣の認定を受け、税理士等の認定経営革新等支援機関が「特例承認計画書」を作成して都道府県庁に提出する必要があります。

全ての経営者の皆様にこの事業承継税制が有効かというわけではございませんので、ご自身の会社と個人財産の把握を行い、最適な方法で事業承継を進めて頂きたいと考えます。

# 「知って得する？」社労士の独り言 第26回

## 最高裁が示した労働契約法第20条の判断基準（長澤運輸事件）

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
特定社会保険労務士 石川 貢

### 【長澤運輸事件の事案の概要】

定年退職後、有期労働契約の嘱託社員として定年前と同一の労働の労働に従事しているのに、賃金が定年前と比べ3割前後低下していることは、労働契約法20条により無効であり一般の就業規則が適用されるとして、①会社に一般の就業規則が適用される労働契約上の地位の確認を求めるとともに、②当該就業規則等の適用により支給されるべき賃金と実際に支給された賃金との差額および遅延損害金の支払いを求め、③②に対する損害賠償の支払いを求めたものです。

### ＜争点＞

1. 労働契約法20条違反の有無について
2. 労働契約法に違反する場合の労働者の労働契約法の地位について
3. 不法行為の成否および損害の金額について

### ＜事案の経過＞

1審・東京地裁判決（16年5月）は「職務が同一なのに賃金格差を設けることは、特段の事情がない限り不合理だ」として原告側全面勝訴とした。

・労働契約上の地位については、労働契約法20条は民事的効力のある規定であり、違反となる部分は無効となる。無効となった部分は正社員就業規則、賃金規定が適用される。

2審・東京高裁判決（同11月）は再雇用後の減額は総額で2割程度にとどまるとして「不合理はない」と結論付け、会社側の主張を認めて「定年後の賃金減額は社会的に容認されている」として請求を棄却しました。

・労働契約上の地位については、条文は、両者の労働条件の相違が同条に違反する場合に、当該有期契約労働者の労働条件が比較の対象である無期契約労働者の労働条件と同一のものとなる旨を定めていない。そうすると、同条により当該有期契約労働者の労働条件が比較の対象である無期契約労働者の労働条件と同一のものとなるものではない。

・労働契約法20条が適用されるが、不合理の判断要素として①職務内容・配置の変更範囲、②その他の事情を総合的に考慮して判断するとし、①は概ね同一だが②その他の事情について検討し労働契約法20条に違反するとは認められない。

・本件有期労働契約は、高齢者雇用安定法の選択肢の一つとして締結された定年後の再雇用契約である。

・定年後再雇用契約では、賃金が引き下げられるのは公知の事実である。一方、定年後再雇用者には、在職老齢年金、高年齢者雇用継続給付金があり、運輸業では定年前と同一の業務に従事させながら定年前に比べ賃金を引き下げていることが認められるなどその他の事情を幅広く考慮した。

最高裁判所第2小法廷の判決（裁判官全員一致の意見）は、「労働条件の差が不合理か否かの判断は賃金総額の比較のみではなく、賃金項目を個別に考慮すべきだ」との判断を示した上で、賃金項目を個別に検討。「精勤手当」について、嘱託社員に支給されない点を「不合理」と判断し、この部分の2審・東京高裁判決（2016年11月）を破棄し会社に対し、相当額の支払を命じた。その他の基本給や大半の手当については、経営判断の観点からさまざまな事情を考慮でき、労使自治に委ねられる部分も大きく、また近く年金が支給される事情などを踏まえ、格差は「不合理ではない」として請求を退け、精勤手当に関連する超勤手当の再計算の審理のみを同高裁に差し戻しました。

### ＜判断基準＞

再雇用された嘱託社員と正社員は、職務内容と配置の変更の範囲は同一だが、賃金に関する労働条件は経営判断の観点からさまざまな事情を考慮するべきものと言える。定年制は賃金コストを一定限度に抑制する制度で、正社員は長期雇用を前提とするが、定年後の再雇用者は通常長期雇用を前提としない。また、再雇用者は老齢厚生年金の支給も予定されている。こうしたことは、不合理かの判断の際に考慮する基礎として労働契約法20条にいう「その他の事情」となる。賃金項目が複数ある場合、項目ごとに趣旨は異なるので、不合理かどうかは趣旨を個別に考慮する。

### ＜能率給・職務給＞

正社員に支給される基本給、能率給、職務給は、嘱託社員の基本賃金、歩合給に対応しており会社は職務給がない代わりに歩合給で労務の成果が賃金に反映されやすくなるよう工夫し、基本賃金額を定年時の基本給の水準以上とし、収入の安定に配慮している。

賃金は、正社員に比べ合計額は2～12%少ないが、老齢厚生年金の支給開始まで2万円の調整金も支給され、これらを総合考慮すると労働条件の相違は不合理とは言えない。

### ＜手当の不合理性＞

「精勤手当」は欠かさぬ出勤を奨励する趣旨のもの、嘱託社員と正社員の職務内容が同一である以上、皆勤を奨励する必要性に相違はなく不合理と言える。「住宅手当と家族手当」は福利厚生や生活保障の趣旨のもの、嘱託社員と違い正社員は幅広い世代が存在し生活費の補助に相応の理由がある。「役付手当」は正社員の中から指定された役付者に支給するもの。いずれも不合理とは言えない。

正社員の超勤手当を計算する基礎に精勤手当が含まれるが嘱託社員の時間外手当には含まれておらず、不合理と言える。「賞与」は多様な趣旨を含み得るもの。嘱託社員は退職金の支給、老齢厚生年金や調整金の支給が予定され、年取も定年前の79%程度と想定され、これらを総合考慮すると不合理とは言えない。不合理な相違について、会社は損害賠償責任を負う。

以上、最高裁が示した労働契約法第20条の判断基準を基に、実務上で無期労働契約と有期労働契約の待遇格差解消に取り組んできたいと思っております。

法人会の事業

5/20日

参加人数48名

藤沢北東支部バーベキュー大会(井慶果樹園)



6/3日

参加人数218名

茅ヶ崎三支部合同地引綱大会(カネサ網)



6/18日

参加人数17名

税務経営セミナー(藤沢法人会館)



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは、税理士法人トリプル・ウイン顧問の星叡氏をお招きし、“軽減税率導入に向けた事前準備と実務対策”と題し研修会を行いました。

5/27日

参加人数23名

青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜)



6/14木

参加人数28名

藤沢西支部ゴルフ大会(芙蓉カントリー倶楽部)



- 1位 尾後家哲也 氏 〈有)コマツチョピンエンタープライズ〉
- 2位 渡辺富士雄 氏 〈フジアート(株)〉
- 3位 高橋正浩 氏 〈有)プラーナ〉

6/19火

参加人数43名

藤沢東支部ボウリング大会(江の島ボウリングセンター)



- 1位 国井俊宏 氏 〈有)国井製作所〉
- 2位 他田三津子 氏 〈有)工匠〉
- 3位 山田則子 氏 〈有)工匠〉



# 地域の会員企業紹介

## セレモニーホール えにし (株式会社 えにし)

- 業種** 葬祭業
- 事業内容** ご遺族、ご親族の皆様が満足でき、「かなしみに、しあわせを、頼れる家族のひとりとして」を社是とし、ご葬儀の施行からアフターフォローまで全ておまかせ下さい。
- 代表者** 和田江理佳
- 住所** 藤沢市辻堂元町 4-8-10
- 電話** 0466 (53) 7041
- FAX** 0466 (53) 7042
- メール** info@enishi-hall.link
- URL** http://www.enishi-hall.link/



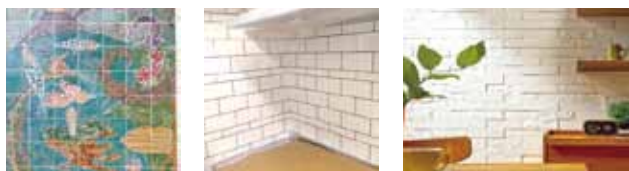
## スペース 21 有限会社

- 業種** インテリア、内装業
- 事業内容** ●オーダーカーテン、ブラインド等販売・施工  
☆国内外有名ブランド取扱い  
●ハンターダグラスギャラリー湘南鎌倉併設  
●内装リフォーム工事  
☆床・壁紙クロス貼り替え等  
☆タイル貼・インテリアタイル貼・エコカラット施工等  
●大手ハウスメーカー様・周辺地元工務店様施工実績有
- 代表者** 金子 宏
- 住所** ショールーム: 鎌倉市腰越 2-9-1 (腰越漁港内)
- 電話** 0467 (33) 0667
- FAX** 0467 (33) 0674
- メール** info@space21.jp
- URL** http://www.space21.jp/



## 有限会社 ワールドタイル

- 業種** 建築
- 事業内容** 外装・内装タイル工事  
外構・左官工事
- 代表者** 玉野井 潤
- 住所** 茅ヶ崎市堤 625 - 1
- 電話** 0467 (52) 4403
- FAX** 0467 (54) 1470
- メール** world\_tile@jcom.home.ne.jp
- URL** https://www.world-tile.com/
- F B** https://www.facebook.com/worldtile/



## 会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

### ●会報広告掲載は、

- カラー全面 (裏表紙) → **30,000円**
- カラー全面 (中 頁) → **20,000円**
- カラー半面 (中 頁) → **10,000円**
- カラー1/3面 (中 頁) → **5,000円**
- カラー1/4面 (中 頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

**地域の会員企業紹介ページは無料です。**

### ●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

※封入枚数分事前にご用意下さい。  
※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

**電話 0466 (22) 6444**

# おじゃましました 会員訪問



vol.020 御菓子処「丸寿」さん

## 日本の伝統文化を伝える、美味しくて美しい和菓子の世界

戦後間もなく創業し、70年以上の歴史を持つ和菓子処の「丸寿」。店主の岡崎秀一さんは、高校卒業後、東京製菓学校で基礎と知識を学び、3年間の修行を積んだ後、昭和58年、22歳で店を継承しました。

当時は、和菓子以外にもパンなどの食品も売っていたため、「和菓子だけを扱う専門店にしたかったんです。昔は“技術は見て覚えろ”、“感覚でやれ”というところがありましたので、考え方の相違で父とはぶつかりましたね」と振り返ります。

「お菓子ってじつは科学なんです。きちんと数値化しておけば、次世代にも伝統の味が継承できると思い、研究を重ねてきました」。看板銘菓の「大庭城最中」は、2代目・岡崎幹雄さんが郷土に対する思いを込めて考案し、3代目・秀一さんとともに形にした傑作です。

ほかに、柑橘果物がまるごと入った「湘南ゴールド大福」や季節の和菓子が人気。夏は、「水ようかん」、「くず桜」、「金魚鉢」、生麩を使った「麸まんじゅう」などが店頭美しく並びますが、受注生産も多く、「お赤飯」や「紅白まんじゅう」などの慶弔、祭事関連で、個人宅だけでなく神社仏閣や自治体などにもお届けしています。

現在は、岡崎さん夫婦とご両親、4代目の長男・健太さんも頼りになる存在として加わり、地元のみならず、多くのファンが「丸寿」を訪れています。



▲ 神奈川産「湘南ゴールド」をまるごと包んだ爽やか風味の「湘南ゴールド大福」。(1個350円)



▲ 夏の和菓子の定番「水ようかん」と「くず桜」。すべて心をこめた手づくり。

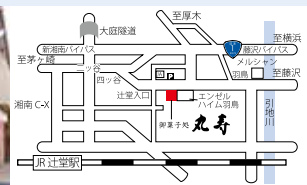


◀ 年間通して受注の多い「お赤飯」は、折り詰めのほか保温状態でお届けも。

甘さ控えめ。  
自然の素材と風味を  
大切にしています!



◀「大庭城最中」(1個160円)。献上銘菓にも選ばれた逸品。



### 御菓子処 丸寿

予約・お問い合わせ / TEL: 0466-36-7938

住 所 / 神奈川県藤沢市羽鳥3-20-9

東海道線辻堂駅より徒歩20分

辻堂入口バス停より徒歩2分

営業時間 / 7:30~19:00

定 休 日 / 火曜日

# TAO税理士法人 夏のセミナー

平成30年7月20日(金) 14:30~17:00 開催

参加費  
無料!

- ・「働き方改革」を通し、企業としてどの様に対策を進めていけばよいのか?
- ・生産性向上につながる仕組み作りも考え、効果的に対策を進めるには?
- ・法人税調査先はどう選定され、どの様に進められるのか?
- ・調査事例からみる、気を付けたい項目は何か?

法改正から読み解く  
労務リスクと  
その解決策を  
お伝えします!

## 一部

### 「働き方改革改正法案が求める企業の具体的取組とは？」

～長時間労働是正と生産性向上のポイント～

【講師】北條孝枝 氏(株式会社ブレインコンサルティングオフィス 社会保険労務士)

#### プロフィール

数多くの企業の労務管理や、現場に即した業務改善の提案、規定の作成、見直しなど、多数の企業支援の傍らセミナー講師として活躍。現在、「働き方改革」セミナーを中心に全国各地で精力的に講演活動を行っている。



## 二部

### 「知っておきたい法人税調査の実情」～質疑応答形式～

【回答者】田島光雄 氏(元東京国税局調査部調査官)

#### プロフィール

今年3月まで、法人税調査の現場一筋で活躍してきたベテラン調査官。40年に亘る実務経験に基づいた貴重なお話をお聞かせ頂きます。

【質問者】土屋善敬(TAO税理士法人代表社員 公認会計士・税理士)

元調査官による  
ここでしか聞けない  
「法人税調査」  
のハナシ



## セミナー開催概要

日 時	平成30年7月20日(金) 14:30~17:00(14:00受付開始)
場 所	藤沢商工会館ミナパーク303号室
ア ク セ ス	JR東海道線藤沢駅北口から徒歩3分
参 加 費	無料
定 員	50名
申 込 方 法	お電話・メール・FAX・WEBサイトよりお申し込みください。(※事前予約制)

皆様お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

**TAO税理士法人**

神奈川県藤沢市鵜沼石上 1-1-15 藤沢リラビル4F  
TEL:0466-25-6008 FAX:0466-25-6968  
MAIL:tao@tao.or.jp

<http://www.tao.or.jp>

TAO税理士法人

検索

